

平成 24 年度 第 3 回 多摩市公契約審議会 会議録

1 開催日時及び会場

平成 25 年 1 月 16 日（水） 午前 10 時から 多摩市役所東庁舎会議室

2 出席者（5名）

出席者 古川会長、脇田副会長、黒木委員、井上委員、志村委員

（欠席：なし）

事務局 松尾総務契約課長、松本契約係長、森主事、渡邊主事

3 議題

（1）報告事項

①公契約審議会から多摩市長への意見報告（平成 24 年 11 月 16 日）について

内容報告 ＊松尾総務契約課長が概要について報告。

概要は以下の通り

- ・ 答申には盛り込まないが市長へ報告すべき内容について、古川会長と事務局で調整し、まとめさせて頂いたものが、10/29 付の市長宛の文書となっている。
- ・ 市長への報告は、11/16 に古川会長から資料を基に、市長へ直接お話しいただいた。
- ・ その際、市長からは「公契約の趣旨目的を職員に理解を促すことについては努めていきたい。」「入札制度等については様々な課題もあるため、運用の中で配慮することについては検討していきたい。」「障がい者の自立支援に向けた政策に公契約条例がどのように寄与できるか、この問題は全庁で今後検討して行きたい。」と回答頂いた。

＊古川会長より補足頂いた。

1の「公契約条例の趣旨目的等の周知」については、アンケートの結果からは、委員から市職員の理解不足ではないかとの意見があったため、委員から市職員に条例の趣旨説明をする機会を設けて頂いても良いとの話が出ていることを市長に報告させて頂いた。市長も積極的な受け止めをしてくれて、委員が強い要望をもっておられるということであれば、実現を図る方向で検討したいとの話を頂いた。その点については、議題のその他（1）①で事務局よりご説明等して頂きたい。

2の「公契約条例と他の契約制度」については、前回の審議会で労務報酬下限額を守る事ができるような水準での落札価格でなければ困るという意見で

あったので率直に申し上げた所、市長にご理解いただき、運用の工夫を検討していただけるというご回答を頂けた。落札価格については微妙な問題も含むので、基本的な考え方として労務報酬下限額以上の賃金を払って経営が成り立つ、そういう方向での工夫を検討して頂けるという事で確認した。

3の「公契約条例と障がい者政策等」については、障がい者のびん選別の現場は市長も見学され、厳しい環境で働かれていることについても承知されている様子であった。障害施策全般に影響するため、全庁で引き続き検討という話であった。形式的な回答ではなく、考えていかなければならない課題として受け止めていただけている様であった。

審議会の役割を超える問題ではあるが、引き続き様子を見ながら市長に適宜意見を述べていくスタンスで良いのではないかと考えている。

前回の審議会で意見として市長にお伝えすべき3項目については以上のとおり説明し、執行した所である。

意見交換

- 会 長 今回の報告に対しご意見等あればお願いしたい。
- 委 員 2について価格面で予算措置は講ずるという話であったのか。
- 会 長 事業者の経営を圧迫しない工夫をして頂けるという話であった。条例施行後、1年経過した後で、事務局から落札率の資料等を見せていただく中で議論していけたらと考えている。
- 委 員 条例が施行され思ったことだが、公契約条例だけではなく、総合評価落札方式や最低制限価格などが一体となって公契約がさらに生きてくるものになると感じる。そのような所で、総合評価落札方式の評価基準・配点についても精査して行くことがかなり必要ではないかと思う。隣接する自治体の総合評価の過去の工事实績の評価点数を見たところ、多摩市の工事成績の評価の点数が他市に比べ厳しいようである。価格点だけでなく技術点でも取れるよう、隣接市との足並みもそろえて評価できるようにして頂きたいと思う。多摩市の発注案件の方が他市の案件より参加しやすいため、他市の表彰対象の工事をもって参加される事業者が入札に参加されると市内業者にとっては厳しい。
- 会 長 総合評価については関連事項として、きちんと業者が労働者へ支払いができるよう、事務局にも受け止めて頂き運営して頂きたい。
- 委 員 経営を圧迫して条例を続けるのではなく、公契約が何のためにあるのかという原点に帰れば、そこを変えていくのが必要であると思う。
- 会 長 入札制度の透明性等色々な問題もあるが、審議会の意見に対して事務局に引続き検討のご努力をお願いしたい。
- 委 員 2と1は密接に関連している。予定価格の設計をきちんと理解した上で職員に対応して頂いて、②の問題が解決するのであれば、やはり、1の制度の趣旨の理解が重要であると思う。また、障がい者の労働に対して、踏み込んだ意見を市長にして頂けたとのことについて、会長に感謝申し

上げたい。

会 長 良い街にしていこうという意見については委員全員で共通しているものだと思うが、この課題についてはまだしばらく時間がかかりそうである。

(2) 審議事項

①平成25年度 公契約対象案件について〔平成24年度からの継続案件・平成25年度からの新規案件〕

内容説明 ＊松尾総務契約課長が説明を行った。概要は以下の通り

- ・ 前回の審議会でも、平成24年度対象であった案件については原則継続とするという答申を頂いているが、委託、指定管理については、平成25年度に対象外となる案件は特になかった。
- ・ 平成25年度新規予定案件については、事業実施の適否について各課に確認している所で確定までには至っていないことを了承頂きたい。委託については、複数年契約が平成24年度末で終了するため、ここで新たに対象となるもの、昨年度事業者との調整がつかず見送っていたがここで対象とできるもの、平成24年度で対象としている学童クラブの運営業務委託で新たに実施する箇所が増えるため新規対象とするもの等がある。
- ・ また、条例施行規則に定めている8事業には当てはまらないものではあるが、学校給食調理等業務委託、唐木田図書館開館業務委託については、労働者が多くかかわる事業であるため、市長が特に必要と定めるものとして対象とする方向で所管課と調整を進めている所である。
- ・ 前回、審議会でご意見を頂いた資源化センターのびん類選別の業務委託については、市長へ報告させて頂いたとおり、障がい者施策等との関連もあるため対象から外させて頂いている。今後、全庁的な議論の中で整理して行きたいと考えている。

質疑応答

会 長 只今の説明に対して皆様からご意見、質問があればお願いしたい。皆様から意見が無いようであれば、私の方からいくつか確認させて頂くが、平成25年度新規予定案件について、最終的には予算が確定しないと確定できないという理解で良いか。

事務局 予算の最終内示後の確定となる。査定の中で変更もあると考えるため、最終内示後に最終決定としていきたい。

会 長 ここに対象案件として書かれているものの趣旨としては、予算編成に向けて各部局で新規に考えられるので、出来ることならこれらの案件を盛り込みたいということと理解してよいか。

- 事務局 その通りである。
- 委員 新規案件のうち、事業者との調整により可というのはどのような内容か。
- 事務局 昨年度の条例制定の際には、労働者の就業規則の改正等が間に合わず、平成 24 年度対象とすることができなかったが、平成 25 年度には事業者
に調整して頂き、対象とすることができるという所である。
- 会長 学校給食調理等業務委託については平成 25 年度から開始されるという
説明があったが、学校給食の調理業務を民間委託するが労働条件や品質
確保の観点から公契約の規律を意図的にかぶせていくことで民間委託
による弊害をなくして行くという趣旨か。
- 事務局 平成 24 年度は派遣という事で実施しているが、平成 25 年度から委託で
の実施となる。働く人の労働条件の確保のために公契約の対象としたい
として新規にあげさせて頂いた所である。
- 会長 図書館開館管理業務委託についても同様の趣旨と考えて良いか。
- 事務局 そのとおりである。
- 会長 民間委託の是非についてはいろいろと議論はあるだろうが、弊害を除去
して行こうという活用であるという理解でよろしいか。
- 事務局 そのとおりである。
- 委員 学校給食について品質確保のため、公契約条例をかぶせるということで
労働者の労働条件を整備し、子どもの食育を守るということを公契約条
例でカバーして行こうということなのか。
- 事務局 給食の質、食育は別の観点。継続雇用、賃金について契約上整えていき
たいという趣旨である。
- 委員 受注先が変更となって事業継続した場合、労働者の雇用を確保して行く
という趣旨で良いか。
- 事務局 公契約条例では継続雇用に努める規定となっているため、対象とするこ
とによって、継続雇用に対する網がかかるため、公契約対象とする意義
があると考えている。
- 会長 間接的ではあるが、一定賃金を確保することで給食の質を確保するとい
う意味もあると思う。
- 委員 今議論のあった 2 件については、業者の選定の方法についてはどのよう
に行うのか。
- 事務局 学校給食はプロポーザル方式、唐木田図書館については過去 2 年の委託
においてはプロポーザル方式で選定したが、今後の選定方法は所管課と
調整中である。
- 委員 一般論だが、プロポーザル方式で業者を選定した場合、単年での契約で
終わってしまうのでは負担がかかりすぎる。2 年目以降も同じ業者とす
る場合はどういう契約形態となるのか。随意契約なのか複数年契約とな
るのか。
- 事務局 内容によって契約期間は変わる。学校給食は長期での契約とする予定な
ので、プロポーザル方式で単年度契約ということではない。業者を毎年

変えていいものなのか、変えられないものなのか、中身を精査した上で契約期間等も決めていくこととなる。

委員 公契約対象とした場合、長期契約の終了後、事業者が変わった場合でも継続雇用の考え方が適用されるということで良いか。

事務局 そのとおりである。

委員 新規対象案件のうち、複数年契約が終わったもので新たに対象となる案件は何年契約であったのか。

事務局 3年契約である。

委員 工事案件については、本日示して頂いた9件のみ決定しているという状況か。

事務局 平成24年度から契約手続きを進めている案件で平成25年度に契約する案件が9件である。契約日は平成25年度に入ってからとなるため、労務報酬下限額については、平成25年度単価を適用することとなる。今後、新たに対象となる案件については、審議会に随時ご報告したい。

会長 色々ご意見頂いたが、平成24年度から継続する事業については了承、平成25年度から新規対象事業となるものについては、出来るだけ対象として頂くよう、事務局に調整頂くこととし、次回ご報告頂くという事としたい。

②答申書（第2回目）について〔今後の中長期的な課題について〕

内容説明 ＊松尾総務契約課長が説明を行った。概要は以下の通り

- ・ 諮問に対して答申を2回に分けて行うこととしたもののうち、今回は2回目にあたる。内容についてはこれまでの審議の中でご意見頂いたものを「その他多摩市公契約条例に係る重要事項について」として取りまとめたものである。
- ・ 答申書（案）の（1）「平成25年度の公契約条例の適用とする新規対象事業の基本的な考え方」については、審議案件①で説明させて頂いたところに該当するものである。
- ・ 答申書（案）の（2）「平成25年度以降の課題等」については、これまで審議会の中で議論頂いたもの3点について取りまとめさせて頂いていたものである。
- ・ 答申案に対して修正・追加等あればお願いしたい。

質疑応答

会長 只今の（2）の説明に対して補足させていただきたい。①の労務台帳については、繰り返し議論をしているが、事業者・行政の負担軽減から将来的には報告を求めないという方法も選択肢としてあり得るのではないかと思っている。しかし、何か問題があった時の対処のしやすさとい

う点では事前に把握しておく必要もあるため、そのバランスをどうとるかというところである。労務台帳については、これ以上負担のないようなものとし、より合理的にしていけるよう引き続き検討していきたい。この部分をきちんと整理して行かないと制度として使い勝手が悪く、負担が重いものになってしまう。次回検討いただく点を整理して、皆様にご意見をうかがいながら方向性を整理して行きたい。②の労務報酬下限額の算定方法等だが、前回委員から、工事以外の労務報酬下限額が903円の1種類で良いのか、生活保護に準拠するもので良いのかといった意見もあったため、発言された委員から少し問題提起などもして頂き、次回以降検討できたらと思う。③の公契約条例の障がい者政策等に対する運用については、市長に報告すべき所は十分した所であるため、暫く進捗状況を見守って必要に応じて意見を述べるという事でどうか。補足としては以上であるが、この点を踏まえて何か意見があればお願いしたい。

委員 労務台帳についてであるが、性善説というか、事業者はきちんとやっているだろうという前提で提出しなくても良いというご提案でよろしいか。

会長 労務台帳の提出については、技術的な問題だと考えていて、そもそもここまで負担をかけて資料を集める必要があるのか、問題が起きた時に対処する方法が別にあるのではないかと考えている。台帳の提出については、公契約条例を先駆けて制定した野田市が取っていたため、同じように実施しているわけであるが、提出しなければならないという必然性はない。むしろ、政治的、政策的判断である。負担軽減できるものはしていく工夫が必要ではないかという意見である。台帳は役所が監視・監督するための材料であるが、その考えがそもそも良いのかという問題もあるため、ここはじっくり議論をしていきたいと思っている。運用の中で、申し出や訴えが多く出てくるということであればデータを持っていないと対処が難しいだろうが、年に何件もない状況であれば、そのために負担をかけるのはどうかということで、その辺りのバランスである。性善説というわけではなく、出来るだけ負担を軽減していくという考えである。

委員 その提案は事業者側としては非常にありがたいが、後で何か問題が起きた時に報告すべきものが無く、対応できないのでは困ってしまう。報告義務が無くても全ての事業者が自覚をもってきちんとしていれば良いのだろうが、これは絶対に必要だというものがあれば、ご意見等も皆様からお聞きしたい所である。

委員 台帳の負担がどれくらいあるのか分からないが、負担が大きいというのであれば簡素化は必要と思うが、公契約の手続きが習慣化し、事業者がこのような手続きを踏まなくてもきちんとしていることが現実化してくれば、簡素化しても良いのではないか。ただ、労働契約は雇用者と被雇用者の自由な契約に基づいている観点に立って、雇用関係の諸問題

は当事者同士が解決するという事でいえば、申し立てに頼るという考え方もある。少し手法をかえるのであれば、台帳を出すのではなく、条例に基づききちんとしているといった宣誓書のようなものを労働組合の意見書等を添えて、事業者が市に提出する自己申告方式のようなものに頼っていくのがいいのではないかとも思う。

会 長 いずれにしても、今から議論して行かなければ変えていくのに時間がかかりすぎてしまう。台帳方式とした場合、作成できる事業者の規模でないといけないという事から工事 5,000 万円、委託 1,000 万円という額で線を引いた所もある。適用範囲を広げていくためにも台帳の工夫が必要である。

委 員 総合体育館の工事現場において、組合の方から公契約条例の説明会を行った。元請の努力は伝わってくるが、下請に所定労働時間の所が理解していただけていない。公契約の問題でいけば、条例の周知・普及が進んでいない。そのような中で台帳をすぐに無くするのはどうかと思う。台帳の月毎の提出期間を一日から月末としているのを事業者の賃金台帳の実態に合わせられるよう対応したらどうか。公契約条例適用額の工事 5,000 万円、委託 1,000 万円を下げようとした場合、どのような技術的工夫が必要か検討すべきであると思う。

会 長 委員の皆さんの方向はそれほど違っていないので、これ以上、事業者に負担はかけないという所では皆さん同意いただけていると思う。

委 員 前にも議題に上っていたところで、台帳を一日から月末でなく、事業主の給与体系にあわせて融通を利かせられたらいいと思う。

会 長 皆様から意見を頂いたが、答申としてはこの方向で検討を進めるという事で良いか。

委 員 ②の意味合いに入れて頂きたいのだが、現在、労務報酬下限額の積算に用いる公共工事設計労務単価は前年度のものを用いているが、考え方として、設計も賃金も同一の基準となるよう同一年度のもので実施できる工夫はできないだろうか。賃金調査を基に設計労務単価が設定されているので社会情勢によって上下するため、良い悪いはあると思うが考え方として同一年度の方が良いのではないか。

会 長 技術的な問題であると思う。ご意見として承るとして、ここでは保留としておきたい。

(3) その他

①職員研修等の進捗状況について

事務局 市長への意見具申にもあった件であり、人事課と調整を進めている所だが、今年度中に研修を実施できたらと思っている。委員の皆様からご提案もあったように、皆様を講師に迎え、お願いするという事についてもご調整をお願いしたい。

会 長 この研修については事業者の委員を中心に進めたらどうかと思ってい

る。理由として、労働者の要望・意見は判ると思うが、日々、事業者の方々と接している職員の方に、事業者を代表する委員がどういう思いでこの条例をつくったのかを説明してもらった方がいいと思う。制度の趣旨の議論の経過としても良いと思う。会長に一任して頂けるとありがたい。

委員 事業者側の委員から話を頂くということに賛成である。

委員 労働者のためだけの条例でないことへの理解が必要であるので賛成である。

会長 今後調整をお願いしたい。

②平成 25 年度第 1 回の日程及び議題について

事務局 5 月頃に実施を考えている。平成 25 年度の第 1 回審議会では、条例制定後の 1 年を振り返り、検証したいと思っている。それにあたり、3 月中に事業者アンケートを取って、公契約条例が施行されどうだったのか、条例の周知、理解促進も併せて盛り込んで確認がとれたらと考えている。夏場には次年度に向けた調整が入ってくると思う。

会長 出来るだけ早めの日程調整をして頂けるとありがたい。質問があればお願いしたい。

委員 前回の審議会で労務報酬下限額 903 円について、経済実態にあわせた算定方法を用いるべきだと発言させて頂いたが、可処分所得比率について調べたところ、物価変動に対応しているわけではなく、非消費支出の税金・社会保険料等を除いたものを可処分所得とし、割り戻して名目上の賃金を算定しているだけで、物価変動等は生活保護基準に反映済みであることが分かった。参考までに、多摩市で可処分所得比率を適用した場合、1 時間あたりの単価はかなり高くなるため、多摩市には適さないようである。ただ、考え方として、生活保護を受給している人は全額受けられるが、所得として受ける労働者は、税金・社会保険料等が引かれてしまうため、その差を埋める事は考えていなければならない課題として残る。また、少なくとも資格を有する人・有さない人で労務報酬下限額に差をつけても良いのではないか。改正高齢者雇用安定法が施行されたことから 60 歳以降の適用についても、次回以降、話ができればと思う。

委員 条例がまだ浸透していないため、チラシ・ポスターなど現場に分かるよう、事務局にパソコン等で周知用のものを作成して頂き、受注者にはそれを現場に貼ってもらう等の対応ができないかと思っている。現場周知の対策についても次回の議論の中に入れさせていただけたらと思う。

会長 意見等については事前に資料として出して頂き、議論する時間に余裕があるようお願いしたい。他にご意見等なければ、本日の審議会は以上で終了としたい。